

## 中東知的財産ニュースレター Vol.48

### エジプト — 裁判所がオンライン模倣品サイトを閉鎖

エジプト関係当局は、侵害商標を表示した模倣品をフェイスブック上で販売していたオンラインサイトを閉鎖する判決を言い渡した。当局は、人気のあるソーシャルメディア・プラットフォームを利用した不法なオンライン店舗の活動を停止させただけでなく、犯人に対して2年の禁錮刑と10万エジプトポンド（およそ6,374米ドル）の罰金刑を科している<sup>1</sup>。

この判決の背景には、権利者がエジプト消費者保護庁（CPA）に告発状を提出したのをきっかけに CPA が事件の調査を実施し、本件を検察官に報告したという経緯があった。検察官による侵害の確認と侵害者の特定がなされた後、この事件は経済裁判所に付託され、被告らは有罪と認定された。

エジプト輸出入管理公団（GOEIC）による模倣品輸入取締りに関する新法の公布（アフリカ知的財産ニュースレター Vol.53<sup>2</sup>などを参照。）や経済裁判所の設立を経て、エジプト関係当局が近年ますます知的財産権の執行に本腰を入れて取り組むようになってきている、という点は指摘に値する。経済裁判所とは、エジプトで発生した知的財産関連の事案全てを主として審理する特別裁判所である。

言うまでもないことだが、ネットの世界に身を隠して違法な商売を展開しようとしていた模倣品取引業者は、考えを改めることになるだろう。法の油断のない視線の下では、彼らが望んでいるほどの匿名性を得られないからである。

### サウジアラビア — SAIP が知的財産権の執行を目的とする委員会を新設

知的財産権関連の事項を中央集権的な機関の下で統一するという自らの任務に従い、サウジアラビア知的財産総局（SAIP）は知的財産権の執行に関する国家委員会の設立を発表した。

新設される委員会の様々な責務の中には、サウジアラビアにおける全ての知的財産権の執行に責任を負うことがあるが、それに加えて、この新委員会は、国内の知的財産法を策定し、発展させるとともに、同法に関する適切な施行規則を公布する仕事に携わることになるだろ

<sup>1</sup> <https://www.facebook.com/cpa.gov.eg/posts/3304417986310970>

<sup>2</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/lpnews/africa/newsletter202007.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/africa/newsletter202007.pdf)

う。同委員会は SAIP の一部であって独立した組織ではない。国内の法的状況を評価し、その持続的な改善を図るため、定期的に報告書と事例研究を発行することも、同委員会に期待される職務である。

メディア向けに発表された声明の中で、SAIP は、当局がサウジアラビアにおける知的財産権の執行に及ぼす実質的な影響を再確認している。SAIP はかねてから 1000 サイトに及ぶウェブサイト積極的にモニタリングしており、230 の違法なサイトを突き止め、閉鎖させた実績を持つ。SAIP はさらに、「300 店舗を超える店舗を対象として組織的な調査活動を実施した結果、知的財産権を侵害している商品 5,000 点超を没収した」と発表している<sup>3</sup>。

以上のような最近の情勢に照らして特に考慮すべき突出した点を挙げるとすれば、それは、サウジアラビアにおける現行の法および規則はブランド権利者が自らの無形資産を保護することを可能にする法制度を権利者に与えており、革新的な製品や方法の開発に対する投資にさらに力を入れるよう奨励している、という点である。

## サウジアラビア — 350 万を超える侵害品の押収

サウジアラビア知的財産総局 (SAIP) は、知的財産権を侵害する物品 350 万点超の没収と廃棄に成功したのを皮切りに、その手腕のほどを引き続き証明してきている。この没収のニュースは 2020 年 11 月 9 日に発表された。この没収は、著作権の執行を含む著作権関連の事案のメディア省から SAIP への移行期間に行われたものである。

SAIP によって没収された侵害品の中には、違法に複製された書籍、衛星放送装置、コンピュータプログラムの記憶装置等が含まれていた。さらに、音楽著作物の海賊版制作に用いられる装置が関係当局によって押収された。

今回の大掛かりな模倣品壊滅作戦は、サウジアラビア国内における知的財産権の認知度を高め、その行使を促すための当局の活動の一環として、SAIP がサウジアラビアの様々な都市を対象として実施し、成功させてきた組織的取締り活動の集大成として行われたものである。SAIP は、その設立当初から、知的財産権の侵害に対して慈悲を施す余地はないことを明確にしてきた。

押収された物品のほとんどは廃棄されたが、100 万点近い侵害品は SAIP によるリサイクルが可能であった。SAIP の公式ウェブサイトに掲載された声明によれば、SAIP は「関係諸機関の協力を得て侵害品の廃棄やリサイクルを行うことにより、サウジアラビア王国において

<sup>3</sup> <https://ajelen.com/saudi-arabia-to-join-many-intellectual-property-treaties/>

知的財産権を侵害している物品に対処し、併せて環境の保護を図るという取組を継続している」という。

こうした最近の展開は、サウジアラビアが知的財産権の保護と行使のための適正な環境を育てつつあるという事実を示す明白な証拠である。

## シリア — 公告手数料値上

シリアの国際貿易・消費者保護省傘下の商工業所有権保護総局（TMO）は、最近「2020年省議決定第 2765 号」を発行した。この決定は、商標関連の事案全てに関する公告手数料（登録および譲渡の公告を含む）の値上げを定めたものである。新たに適用される公定手数料は 2020 年 10 月 14 日に決定されており、全ての新規出願と、まだ公告手数料の支払が済んでいない係属中の出願に適用されることになる。

シリアにおける商標登録の基礎知識の一端を示せば、商標出願は、それが承認された時点で「商工業所有権保護公報」の中で公告されることになる<sup>4</sup>。公告された商標の登録によって自らが損害を被る恐れがあると信ずる者は、公告日から 90 日以内に、登録に対する異議申立書を TMO に提出することができる。

---

<sup>4</sup> <http://dcip.gov.sy/disarticle.php?id=110>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 48

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2020年12月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。